

議会議案第4号

鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段について  
の選択の機会の確保に関する条例の制定に係る附帯  
決議について

鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段について  
の選択の機会の確保に関する条例の制定に関し、次のとおり決議する。

令和3年（2021年）7月2日提出

提出者 鎌倉市議会教育福祉常任委員長

納 所 輝 次

鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段について  
の選択の機会の確保に関する条例の制定に係る附帯決議

「補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉を実現する」市議会政策法務研究会からの提言を踏まえ、本条例は、その情報取得等の手段の一つに身体障害者補助犬が含まれ、極めて独自性の高い条例となっている。

本条例第1条「目的」の「視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えること」を真に進められるよう、以下を求める。

- 1 その独自性を踏まえた条例趣旨が十分市民・事業者理解されるよう行政は一層努めること。
- 2 事業者の各バリアフリー対応に関し、補助金創設など具体的支援を実施すること。
- 3 本条例に基づく施策を実質的に推進するため、鎌倉市障害者支援協議会を含めた幅広い意見を聴取すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）7月2日

鎌 倉 市 議 会